別紙

**「正当な理由」の判断に係る留意点について**

老企第３６号第３の１０（４）に示される「正当な理由」の①～⑥に該当するものについて、個別の事情を勘案した上で判断を行います。なお、下記に示すのは①～⑥の「正当な理由」を判断する上での留意点であり、これらを参考にした上で、今後の事務処理や挙証資料の提出を行ってください。

|  |
| --- |
| **① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとで見た場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合**  |

居宅介護支援事業者が運営規定に明示している通常の事業の実施地域内に所在する各サービスごとの事業所が５事業所未満の場合に、この規定を適用する。

（例）訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合

紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

|  |
| --- |
| **② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 （越前市なし）** |

別表の地域に所在する居宅介護支援事業者についてこの規定を適用する。

いわゆる過疎地域や山村地域について、サービスの供給量が少ないことを考慮したものである。

|  |
| --- |
| **③ 判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合**  |

居宅介護支援事業者の経営規模が小さい場合を考慮したものである。なお、取扱件数は１月ごとの給付管理数を記載する。

|  |
| --- |
| **④ 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。**  |

（例）訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合

紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

|  |
| --- |
| **⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合**  |

（例）利用者から質が高いことを理由に該当サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

ⅰ）利用者から質が高いことを理由に当該サービス（事業所）を利用したい旨の理由書の提出があること。（様式１：当該サービスを利用したい旨の理由書）

※理由書は、当該利用者にとってサービスの質が高いことが確認できるもので、利用者の署名・捺印があるもの。

ⅱ） 利用者等への説明用として、「サービスの質が高い」ことを判断するための客観的な資

料が準備されていること。（様式２：居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書）

※「介護サービス情報の公表」を利用し、地域内のサービス事業所の特性を利用者に紹介、説明できる資料等。

ⅲ）「サービスの質が高いことによる利用者の希望」に基づき当該サービス事業所を選択した経緯が、ケアプラン等に明示、記録してあること。

ⅳ）地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けており、その意見・助言に沿った支援内容（サービス事業所）になっていること。

|  |
| --- |
| ※「地域ケア会議等」には地域包括支援センターが実施する事例検討会等を含む。 ※「意見・助言」を受けた相手方、日時、内容等を記録しておくこと。 ※地域ケア会議等の意見・助言を求める居宅サービス計画は、当該サービス事業所を選択した全ての案件ではなく、真に意見・助言が必要なものに限ること。 ※昨年までの「公正・中立な第３者による確認が必要」な場合に該当する場合は、以下の書類を添付すること居宅サービス計画書（１）　　第1表　　　　　　　　　　　居宅サービス計画書（２）　　第2表　　　　　　　　　　　週間サービス計画表　　　　　第3表　　　　　　　　　　　サービス担当者会議の要点　　第4表　　　　　　　　　　　フェースシート（利用者基本情報）　　　　　　　　　　　理由書・確認書**※事例検討会等とは** →「事例検討会等」の「等」は、公平・中立な第三者によるケアプランの確認を想定したものである。 困難事例等については地域ケア会議や事例検討会において、その他については市町・保険者においてケアプランの妥当性について確認（指導・助言）することとしている。 この確認は、「正当な理由」や「サービスの質の高さ」の確認ではなく、特定事業所集中減算の対象となるサービスが、**利用者の自立支援のうえで必要なものであるかどうかを確認するもの**。 **※サービスの質が高いとは** →特定の加算の取得を要件としたものではなく、利用者の希望に基づき、利用者にとってサービス の質が高いと認められるものであり、以下のようなものが想定される。 ・２４時間対応の事業所で、夜間のサービスも頼める ・緊急時に迅速に対応してもらえる ・職員にも慣れたところで、安心してサービスを受けることができる 等 なお、当該事業所の利用については、利用可能な事業所の説明を行ったうえで、利用者自身の判断に基づき選択したものでなければならない。 |

|  |
| --- |
| **⑥ その他正当な理由と市が認めた場合**  |

この規定の適用については、正当な理由の客観性、事業所の改善状況をふまえて個別事案ごとに可否を判断する。

【例】特定の事業所に集中せざるを得ない地域的な事情が生じている場合

→利用者やその家族以外の第三者でも納得できる事情であることが分かる書類の提出を要する。

（例１）地域内の居宅介護支援事業所が休廃止した結果、判定期間内に利用者の引継ぎが生じた場合等。

（例２）地域包括支援センター等からの依頼により、困難事例を引き受けた場合等。

